

大分大学大学院経済学研究科委員会規程

平成27年2月12日制定 全部改正
平成27年経済学研究科規程第1号

大分大学大学院経済学研究科委員会規程(平成16年経済学部規程第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程(平成27年規程第1号)第8条の規定により、大学院経済学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科主担当の教員

(招集等)

第3条 議長は、毎月1回、研究科委員会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に研究科委員会を招集することができる。

2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第4条 議長が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第5条 議長は、研究科委員会の議事録又は議事概要を作成する。

(事務)

第6条 研究科委員会の事務は、経済学部事務部において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年経済学研究科規程第1号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。